

# 独立行政法人空港周辺整備機構 について

平成19年5月30日  
国土交通省

# 独立行政法人空港周辺整備機構

<b>1. 組織の概要</b>		
所在地	大阪府池田市空港二丁目	
役職員	役員： 7名（H19.4.1現在） 職員： 83名（H19.4.1現在）	
資本金	14億円（国・10.5億円、大阪府・兵庫県各1.25億円、 福岡県・福岡市各0.5億円）	
沿革	昭和42年8月	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（以下「騒防法」という。）制定
	昭和49年3月	騒防法改正
	同年4月	大阪国際空港周辺整備機構設立
	昭和51年7月	福岡空港周辺整備機構設立
	昭和60年9月	両機構を統合して新たに空港周辺整備機構設立
	平成15年10月	独立行政法人空港周辺整備機構設立
<b>2. 業務の概要</b>		
<p>独立行政法人空港周辺整備機構は、周辺整備空港の周辺地域において空港周辺整備計画を実施する等によりその地域における航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善に資することを目的としている。（騒防法第20条）</p>		
① <u>緑地造成事業（騒防法第28条第1項第1号）</u>		
空港周辺整備計画に基づき、緑地帯その他の緩衝地帯の造成、管理及び譲渡を行う。		
② <u>再開発整備事業（騒防法第28条第1項第2号）</u>		
空港周辺整備計画に基づき、航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設の用に供する土地の造成、管理及び譲渡を行う。		
③ <u>代替地造成事業（騒防法第28条第1項第3号）</u>		
空港周辺整備計画に基づき、周辺整備空港に係る第1種区域内から住居を移転する者のための住宅等の用に供する土地の造成、管理及び譲渡を行う。		
④ <u>民家防音事業（騒防法第28条第1項第4号）</u>		
周辺整備空港に係る第1種区域指定の際現に所在する住宅についてその所有者等が行う住宅防音工事に関し助成を行う。		
⑤ <u>移転補償事業（騒防法第28条第1項第5号）</u>		
周辺整備空港の設置者の委託により、第2種区域指定の際現に所在する建物等の移転又は除却により生ずる損失の補償及び土地の買入れに関する事務を行う。		

分科会ヒアリング（５月） 各府省共通様式

1 主要事業別人員、支出、収入（国からの財政支出・財投・自己収入等財源別）〔予算ベース〕

（単位：人、百万円）

主要事業 （人員（人））	予算年度	人員	支出	収入							
				国からの財政支出					財投	自己収入 等	合計
				運営費 交付金	補助金等	受託収入	出資金等	小計			
緑地造成事業 （21人）	19年度	21	2,870	—	—	2,528	—	2,528	—	342	2,870
	18年度	21	3,335	—	—	2,861	—	2,861	—	474	3,335
	増減	0	△465	—	—	△333	—	△333	—	△133	△465
再開発整備事業 （13人）	19年度	13	913	—	54	—	70	124	—	789	913
	18年度	12	1,974	—	169	—	—	169	—	1,805	1,974
	増減	1	△1,061	—	△115	—	70	△45	—	△1,016	△1,061
代替地造成事業 （—）	19年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	18年度	—	3	—	—	—	—	—	—	3	3
	増減	—	△3	—	—	—	—	—	—	△3	△3
民家防音事業 （35人）	19年度	35	3,764	—	2,605	—	—	2,605	—	1,159	3,764
	18年度	35	3,798	—	2,675	—	—	2,675	—	1,122	3,798
	増減	0	△33	—	△70	—	—	△70	—	37	△33
移転補償事業 （14人）	19年度	14	6,773	—	—	6,773	—	6,773	—	0	6,773
	18年度	19	9,953	—	—	9,953	—	9,953	—	0	9,953
	増減	△5	△3,179	—	—	△3,179	—	△3,179	—	0	△3,179
合計	19年度	83	14,321	—	2,659	9,302	70	12,031	—	2,290	14,321
	18年度	87	19,064	—	2,844	12,814	—	15,658	—	3,405	19,064
	増減	△4	△4,743	—	△185	△3,512	70	△3,627	—	△1,115	△4,743

※上記の他、借入金償還等の業務外支出として、18年度に1,296百万円、19年度に1,606百万円が、共通経費の収入として、18年度に10百万円、19年度に14百万円がある。また、係数は百万円未満を四捨五入しているため、合計で合わないところがある。

(注1)「主要事業」欄には、法人の主要な事業ごとに事業内容を記載。

(注2)「人員」欄、「支出」欄、「運営費交付金」等の「収入」欄には、主要事業ごとの人員（各年4月1日現在）、額（各年度予算）を記載。

(注3)「補助金等」欄には、国庫補助金、施設整備費補助金、補給金、交付金その他の国からの補助金等を記載。

(注4)「受託収入」欄には、受託収入のうち国からの受託分を記載。

(注5)「出資金等」欄には、国からの出資金、借入金、国の債券引受その他の「運営費交付金」、「補助金等」、「受託収入」以外の国からの財政支出分を記載（「財投」分を除く）。

(注6)「財投」欄には、財政融資資金からの借入金を記載。

(注7)「自己収入等」欄には、上記「収入」以外の自己収入、受託収入（国からの受託分を除く）等を記載。

(注8)表中の「－」は該当がないことを、「0」は該当はあるが百万円未満の金額であることを示す。

## 2 組織図(各部署ごとの人員配置状況を併記)(平成19年4月1日現在)

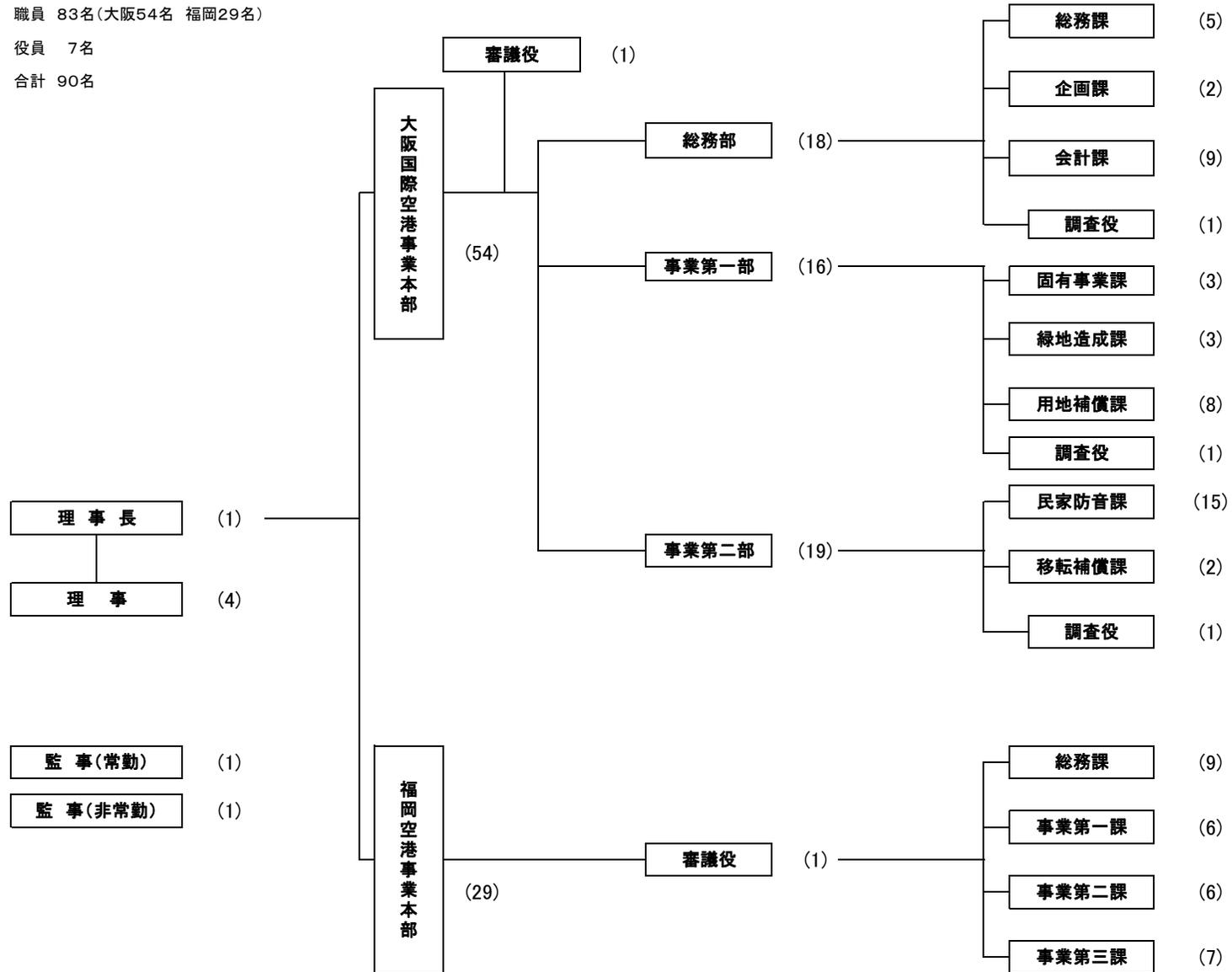
### 空港周辺整備機構組織図

職員 83名(大阪54名 福岡29名)

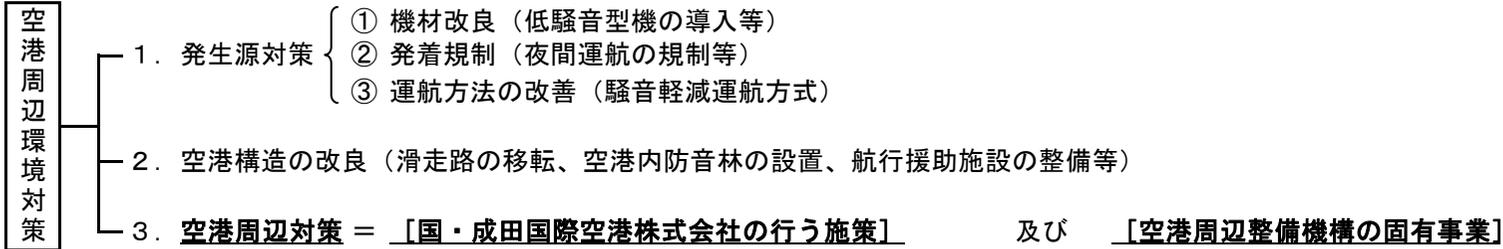
役員 7名

合計 90名

平成19年4月1日現在



# 空港環境対策の体系及び区域別事業の概要

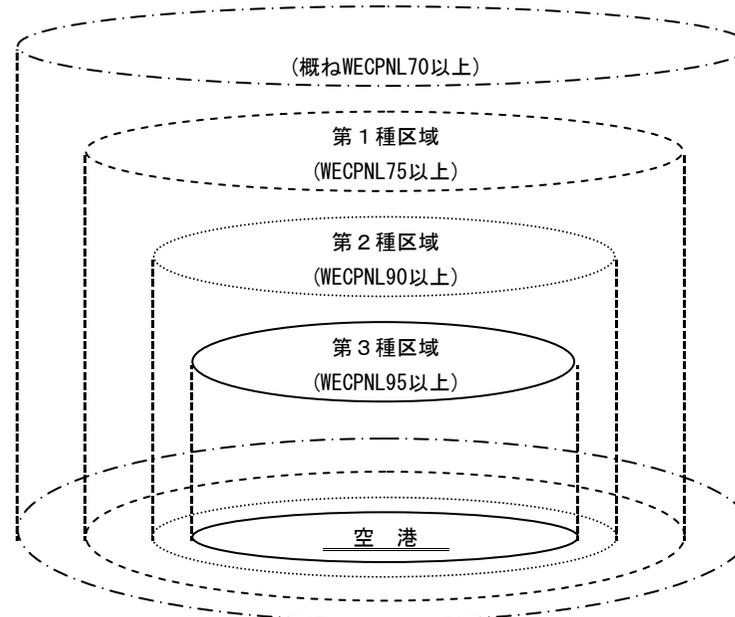


## 〔国・会社の行う施策〕

- 概ねWECPNL70以上の区域
  - ・教育施設等の防音工事（補助）
  - ・共同利用施設の整備、防音工事（補助）
  - ・上記施設の空調機機能回復工事（補助）
- 第1種区域内（WECPNL75以上の区域）
  - ・住宅防音工事（補助）
  - ・告示日後住宅防音工事（補助）
  - ・空調機機能回復及び再更新工事（補助）
  - ・生活保護世帯空調機稼働費補助
- 第2種区域内（WECPNL90以上の区域）
  - ・移転補償等
  - ・周辺環境基盤施設整備（補助）
- 第3種区域内（WECPNL95以上の区域）
  - ・緩衝緑地帯等整備
- その他
  - ・テレビ受信障害対策（補助）

## 〔空港周辺整備機構の固有事業〕

- （大阪国際空港、福岡空港）
- 第1種区域内（WECPNL75以上）
    - ・再開発整備事業
  - 第1種区域外（WECPNL75未満）
    - ・代替地造成事業



※WECPNL 1日あたりの騒音のレベルを評価する尺度。通過全航空機の騒音を夕方・夜間の分を加重して足し合わせて算出。

※特定飛行場 騒防法第2条の規定により、航空機の離着陸等により生じる障害が著しいとして指定されている下記の14空港  
 函館空港、仙台空港、東京国際空港、新潟空港、大阪国際空港、松山空港、高知空港、福岡空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港  
 那覇空港、成田国際空港（成田国際空港の周辺対策は成田国際空港株が実施）

## 独立行政法人空港周辺整備機構設立の経緯

- 航空輸送需要の増大に対応したジェット機の運行回数の増加は、利便性の向上をもたらす反面、空港周辺地域に深刻な航空機騒音問題を引き起こした。
- これに対し、国は、昭和42年に「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」(以下「騒防法」という。)を制定し、学校・病院等特に静穏を必要とする公共施設に対する防音工事の助成、公民館・学習施設等の共同利用施設の整備に対する助成、騒音の著しい地域に居住する者が地域外に移転する場合の移転補償を制度化した。
- しかし、昭和44年以降航空機騒音に関する訴訟、調停申請が相次いで提起され、一方、昭和48年には、空港周辺において生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持することが望ましい航空機騒音に係る環境基準が制定された。
- この具体的な目標の設定を受けて、昭和49年には騒防法の改正を行い、従来の諸施策に加えて住宅防音工事の助成、緩衝緑地帯の整備等の制度を導入した。
- また、空港周辺の市街化が著しい大阪国際空港及び福岡空港については、周辺整備空港の指定を行い、大阪国際空港周辺整備機構(昭和49年)及び福岡空港周辺整備機構(昭和51年)を設立して総合的な対策を進めることとなった。
- 昭和60年には、事業経営の一層の効率化を図るため、両機構を統合して新たに空港周辺整備機構を設立し、空港周辺環境対策を一元的に実施する体制を確立した。
- 空港周辺整備機構は平成15年10月に独立行政法人となり、現在に至っている。

# 大阪国際空港(航空写真)



影 平成17年3月  
尺 1:100,000